

## 学校保健特別対策事業費補助金（感染症流行下における学校教育活動体制整備事業）

### 令和4年度時\_文部科学省からの指摘事項一覧

#### ■ 感染流行下における学校教育活動体制整備事業実施要領（抜粋）

##### (ア) 学校における感染者等発生対応支援・学習保障支援

新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者が発生した学校において、感染の拡大を抑制し学校教育活動を継続するための体制を確保するため、児童生徒・教職員等の感染者等の発生に伴い、追加的に必要となる物品の購入等に係る経費及び学校教育活動や家庭学習を実施する際に生じる経費を支援する。

##### (イ) 学校における換気対策整備支援

各学校において、児童生徒の活動を制限せず教育活動を継続する体制を確保するため、教室等における効果的な換気の実施に必要なCO2モニター等の換気対策整備に係る経費を支援する。

取組	指摘経費	文部科学省からの指摘内容
(ア)	パソコン	通信機器といった経費については、他の補助事業があり、それと重複することから、本補助金での補助はできない（交付要綱第3条第2項）と考えます。 また、感染者が発生していない通常時でも使用できるような通信機器や家電製品については、補助対象と認めることは難しいと考えます。 そのため、補助対象と認められません。
(ア)	Ipad	通信機器といった経費については、他の補助事業があり、それと重複することから、本補助金での補助はできない（交付要綱第3条第3項）と考えます。 また、感染者が発生していない通常時でも使用できるような通信機器や家電製品については、補助対象と認めることは難しいと考えます。 そのため、補助対象と認められません。
(ア)	デスクトップPC	通信機器といった経費については、他の補助事業があり、それと重複することから、本補助金での補助はできない（交付要綱第3条第4項）と考えます。 また、感染者が発生していない通常時でも使用できるような通信機器や家電製品については、補助対象と認めることは難しいと考えます。 そのため、補助対象と認められません。
(ア)	Zoomアカウント	通信機器といった経費については、他の補助事業があり、それと重複することから、本補助金での補助はできない（交付要綱第3条第8項）と考えます。 また、感染者が発生していない通常時でも使用できるような通信機器や家電製品については、補助対象と認めることは難しいと考えます。 そのため、補助対象と認められません。
(ア)	タブレットスタンド	通信機器といった経費については、他の補助事業があり、それと重複することから、本補助金での補助はできない（交付要綱第3条第8項）と考えます。 また、感染者が発生していない通常時でも使用できるような通信機器や家電製品については、補助対象と認めることは難しいと考えます。 そのため、補助対象と認められません。
(ア)	洗濯乾燥機	感染者が発生していない通常時でも使用できるような通信機器や家電製品については、補助対象と認めることは難しいと考えます。 そのため、補助対象と認められません。
(ア)	洗濯機	感染者が発生していない通常時でも使用できるような通信機器や家電製品については、補助対象と認めることは難しいと考えます。 そのため、補助対象と認められません。
(ア)	乾燥機	感染者が発生していない通常時でも使用できるような通信機器や家電製品については、補助対象と認めることは難しいと考えます。 そのため、補助対象と認められません。

取組	指摘経費	文部科学省からの指摘内容
(ア)	非接触体温計	感染者等の発生に伴い必要となるものとは考えにくいので補助対象外です。
(ア)	検温手指消毒一体型機器	感染者等の発生に伴い必要となるものとは考えにくいので補助対象外です。
(ア)	教室用自動アルコールディスペンサー	感染者等の発生に伴い必要となるものとは考えにくいので補助対象外です。
(ア)	拡声器	感染者等の発生に伴い必要となるものとは考えにくいので補助対象外です。
(ア)	便座クリーナー用ディスペンサー	感染者等の発生に伴い必要となるものとは考えにくいので補助対象外です。
(ア)	体温計	感染者等の発生に伴い必要となるものとは考えにくいので補助対象外です。
(ア)	休息用ベッド間の衝立	感染者等の発生に伴い必要となるものとは考えにくいので補助対象外です。
(イ)	除菌脱臭機	換気対策として必要となるものとは考えにくいので補助対象外です。
(イ)	パーティション	換気対策との関係性が不明なため、補助対象外です。なお、(ア)の経費としても感染者等の発生に伴い必要となるものとは考えにくいので補助対象外です。